

# 税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、  
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。  
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393  
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

**Q** 平成19年3月までに取得した減価償却資産は、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度から5年均等償却することですが、端数処理の関係で5年で償却できない金額が出る場合は、どのように計算するのですか？

**A** 6年目に備忘価額1円を残した残額を減価償却します。

平成19年度の税制改正によって減価償却制度が改正になり、平成19年3月31日までに取得した減価償却資産については、取得価額の100分の95に達した事業年度の翌事業年度の償却限度額と見

なす(5年均等償却)ことになっていきます。  
100万円の減価償却資産の場合であれば、次の金額を5年均等償却することになります。  
100万円÷(100万円×95%+1円)×12/60=9999.8→9999円  
この場合の円未満の端数は切り捨てになるため、5年均等償却が終わる5年目になりますと、5円の帳簿価額が残ることになります。  
この5円については、5年均等償却が終わった事業年度の翌事業年度において、備忘価額1円を残した4円(5円-1円)を減価償却することになります。お忘れなく。

**Q** わたしは、父親の土地にマンションを建てて賃貸業を行っています。この土地を相続する場合、土地の評価は、土地の貸借関係が賃貸借か使用貸借かで違うそうですが、どのようなになっているのですか？

**A** 使用貸借の場合は自用地評価となり、賃貸借の場合は貸家建付地となります。

土地を他人に貸す場合、通常は賃貸借になりますが、親族間で貸す場合は、賃料を取らない使用貸借による場合があります。  
賃貸借とは、民法601条に規定する契約をいい、当事者の一方がある物を使用収益させることを約し、相手方がこれに対して賃料を支払うことを約することにより成立する契約をいいます。  
使用貸借は、民法593条に規定する契約で、当事者の一方が無償で相手方からある物を使用収益した後にその物を返還することを約し、相手方からその物を受け取るにより成立する契約をいいます。  
土地の評価は、賃貸借と使用貸借によって次のように取り扱われることになっています。

①賃貸借：賃貸借で借りている土地を相続する場合、土地の評価は貸家建付地評価となります。  
②使用貸借：使用貸借の場合、その土地の評価は自用地評価となります。  
※賃料が土地の固定資産税相当額である場合は、使用貸借とされます。

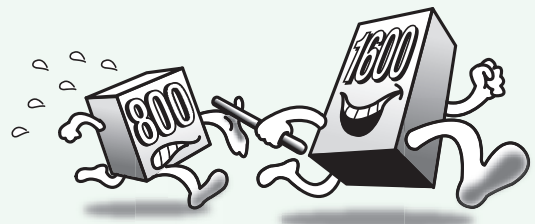


**Q** 特殊支配同族会社の役員給与の取扱いが改正されたとか。どのようになったのですか？

**A** 損金不算入制度から除外される給与の基準所得金額が1600万円に引き上げられました。

お尋ねの制度は、平成18年度に新設された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入という制度で、次のような内容のものです。  
特殊支配同族会社(同族会社の業務を主宰する役員業務主宰役員)およびその同族関係者(発行済株式の総数の90%以上の株式を有し、かつ、常務に従事する役員が過半数を占める会社)の業務を主宰する役員に対する給与は、給与所得控除に相当する部分として計算される金額が損金の額に算入できません。ただし、その同族会社の基準所得金額(所得金額と所得金額の計算上損金の額に算入されたその業務主宰役員給与の額の合計額の直前3年以内の開始した事業年度における年平均額)が800万円以下である場合または、基準所得金額が800万円超3千万円以下であり、かつ、その基準所得金額に占める業務主宰役員給与の割合が50%以下

である場合には、この規定は適用されません。  
平成19年度の税制改正で、この取扱いのうち800万円の基準が1600万円まで引き上げられました。  
対象となる事業年度は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度からです。



**Q** 平成19年4月から取得した減価償却資産には、新しい償却方法が適用されるそうですが、これまでに届出している償却方法と違う償却方法を選定することは認められるのですか？

**A** 認められるようです。

昨年改正された新しい減価償却制度は、昨年4月から取得した減価償却資産から適用されるため、同じ事業年度のなかでも旧の定率法と新の定率法、旧の定額法と新の定額法が適用されるケースも想定

却方法が適用されることになっていきます。  
したがって、届出していない減価償却資産については、いまままで適用している償却方法と同じ償却方法を選定したものと見なされます。  
一方、届出をしている資産については、新しく取得する資産については、新しく取得する資産について償却方法の選択ができ、この場合には、これまでの償却方法と別の償却方法も選択できるようです。たとえば、定率法であったものを定額法にいうように。  
また、新規取得資産に旧の償却方法を適用するということも認められるようです。